

三鷹市
ごみ処理
総合計画 2022

平成28年3月
三鷹市

はじめに

20世紀の日本は、大量生産と大量消費により高度経済成長を遂げ、世界的にも有数な経済国家となりましたが、その反面、公害問題など環境問題は大きな社会問題となり、一時は「ごみ戦争」などと呼ばれる事態もあったことは忘れてはなりません。そこで、21世紀に生きる私たちに課せられた課題は、環境に配慮した循環型社会をつくりあげ、持続可能な社会を構築することだと言えます。

私たちが暮らす三鷹市を含む多摩地域では、ごみの最終処分場の確保と維持が課題であり、各自治体においてはごみをいかに減らし、資源化とリサイクルを進め、最終処分場への負担の軽減化に努めることが求められています。

現在、三鷹市では、市民の皆様、事業者、行政がそれぞれに、ごみの減量・資源化を図ることによって、最終処分場（多摩地域25市1町で運営する「東京たま広域資源循環組合」の二ツ塚処分場）への「埋め立てゼロ」を達成しています。

三鷹市では、ごみの継続的な減量を目指して、平成21年に家庭系ごみの有料化を実施しましたが、市民の皆様にご理解とご努力をいただいている結果、人口は増加してきているにもかかわらず、ごみの排出量は減少してきています。

また、平成25年には三鷹市・調布市で運営しているふじみ衛生組合で新しい可燃ごみの焼却施設である「クリーンプラザふじみ」を建設し稼働を開始しています。

そして、ごみ減量等推進委員の皆様をはじめ、市民の皆様、事業者の皆様と協働して、徹底したごみの分別及びごみ減量に関する啓発活動を行っており、有料化直後にはごみ減量がすすんでもその後結局増量してしまうといういわゆる「リバウンド」減少が起こってはいません。改めて、市民及び事業者の皆様のご協力に感謝いたします。

『三鷹市ごみ処理総合計画2022』は平成28年度から平成34年度までの三鷹市におけるごみ処理目標を明らかにして、具体的な施策をまとめたものです。この計画は、公募市民を含む9名の方に参加していただいた「三鷹市ごみ処理総合計画検討会議」での6回にわたる項目ごとの検討内容を反映しています。検討会議では、三鷹市のごみをめぐる地域の実情を踏まえ、今後のごみ減量、資源化を推進するため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、一体的に取り組むための施策が検討されました。

熱心にご検討をいただきました検討会議の委員の皆様、またパブリックコメントをお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

ごみの減量・資源化は日々の努力の積み重ねで成り立ちます。『三鷹市ごみ処理総合計画2022』に基づき、安全で効率的な収集運搬、最適な中間処理の在り方等について検討を深めつつ、市民の皆様、事業者の皆様との協働により、ごみの減量・資源化をさらに進めていきたいと考えていますので、ご協力をよろしく願います。

平成28（2016）年3月

三鷹市長 清原慶子

目次

第1章 計画の策定にあたって…………… 1

1. 計画策定の趣旨…………… 1
2. 計画の位置づけ…………… 2
3. 計画の期間…………… 4
4. 計画の区域…………… 4
5. 計画の対象範囲…………… 4

第2章 ごみ処理の現状…………… 6

1. ごみの分類…………… 6
2. ごみ処理の流れ及び処理量…………… 7
3. ごみ処理施設…………… 8
4. ごみ処理目標の達成状況……………11

第3章 計画の目標……………15

1. ごみ処理の基本理念……………15
2. ごみ処理の基本方針……………15
3. 数値目標……………17
4. 施策体系……………21

第4章 具体的施策の展開……………23

1. 排出抑制計画……………23
2. 資源化計画……………27
3. 収集運搬計画……………30
4. 中間処理計画……………31
5. 最終処分計画……………32
6. 啓発・推進計画……………33
7. 災害廃棄物計画……………34
8. その他の取組……………35

資料－1 ごみ量の将来予測……………36

資料－2 三鷹市ごみ処理総合計画 2022 策定検討委員……………37

資料－3 三鷹市ごみ処理総合計画 2022 策定検討会議開催記録……………37

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

三鷹市では、平成15年3月に廃棄物処理法に基づき、平成15年度から22年度までの8年間の総合計画として、「ごみ処理総合計画2010」を策定いたしました。平成20年3月には、この総合計画の前期の5年間の終了に伴い、新たに、3R^{注1}を踏まえた一般廃棄物の処理と社会的費用の低減の視点を盛り込み「ごみ処理総合計画2015」を策定し、計画期間を平成27年度までとしました。三鷹市第4次基本計画と整合性を図るため、中間目標年度を平成22年度とし施策を見直しました（「ごみ処理総合計画2015改定」）。

この間の主な施策としては、平成21年4月に事業系ごみの減量とリサイクルの推進を目的とした事業所の登録制度、平成21年10月に、可燃ごみと不燃ごみを対象に家庭系ごみの有料化があります。有料化の実施により1年間で、可燃ごみと不燃ごみを約4,100t減量することができました。平成25年4月には、発電施設を備えた可燃ごみ焼却施設「クリーンプラザふじみ」（ふじみ衛生組合）が稼動を開始しました。

第三次循環型社会形成推進基本計画では、2Rの取組がより進む社会経済システムの構築が、平成27年3月の廃棄物処理法の改正では、災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念及び国、地方公共団体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化が示されました。

この度策定するごみ処理総合計画2022は、現計画の数値目標や施策を見直し、さらに実効性のある計画として示すものです。

注1：3Rとは、リデュース=ごみを減らす、リユース=繰り返し使用する、リサイクル=再生して資源として再利用することです。また、リデュース、リユースを2Rといます。

2 計画の位置づけ

国においては、循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法のもと、廃棄物処理法、資源有効利用促進法はじめ容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。循環型社会の形成推進のための法体系を図1-1に示します。

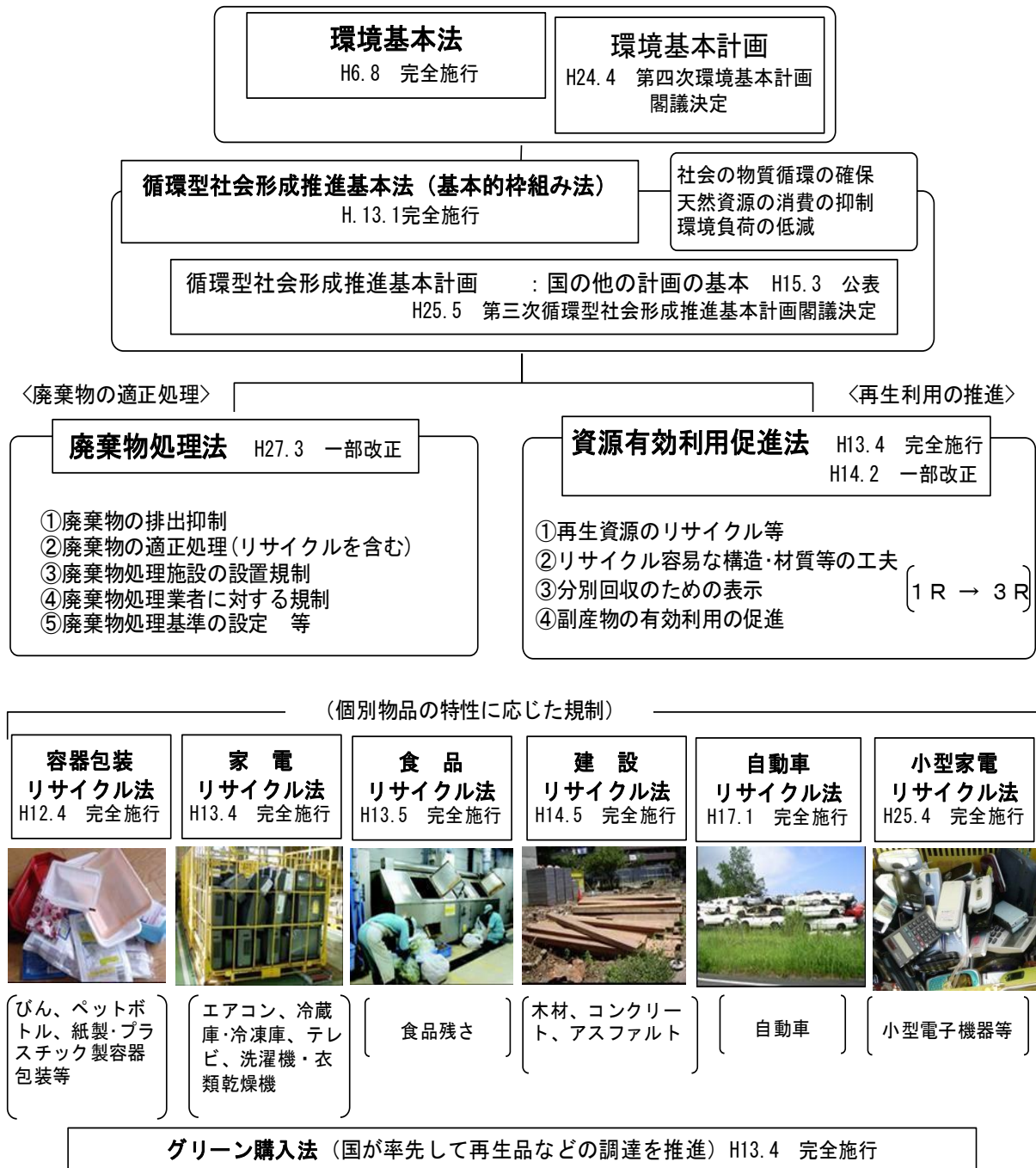


図1-1 循環型社会を形成するための法体系

(資料: 環境省)

本計画である「ごみ処理総合計画（一般廃棄物処理基本計画）」は、廃棄物処理法第6条1項の規定に基づき、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

また、本計画は、市の基本計画に基づく個別計画であり、「環境基本計画」、「地域防災計画」など、本市の他の個別計画と整合性を図っています。

本計画の位置づけを図1-2に示します。

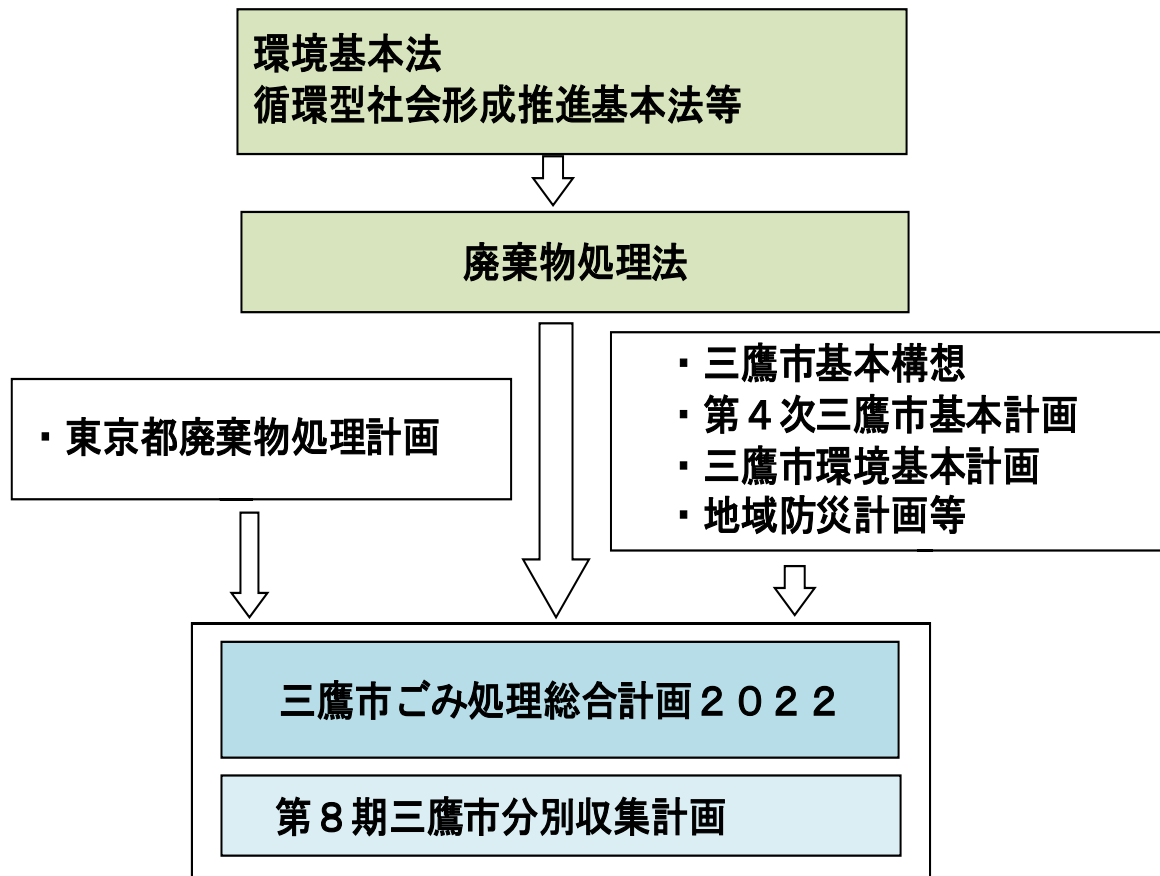


図1-2 計画の位置づけ

3 計画の期間

本計画は、平成28年度（2016年）から平成34年度（2022年）までの7年間で計画期間とします。

年 度	28 2016	29 2017	30 2018	31 2019	32 2020	33 2021	34 2022
内 容	← 計画開始年度		計画期間				計画目標年度 →

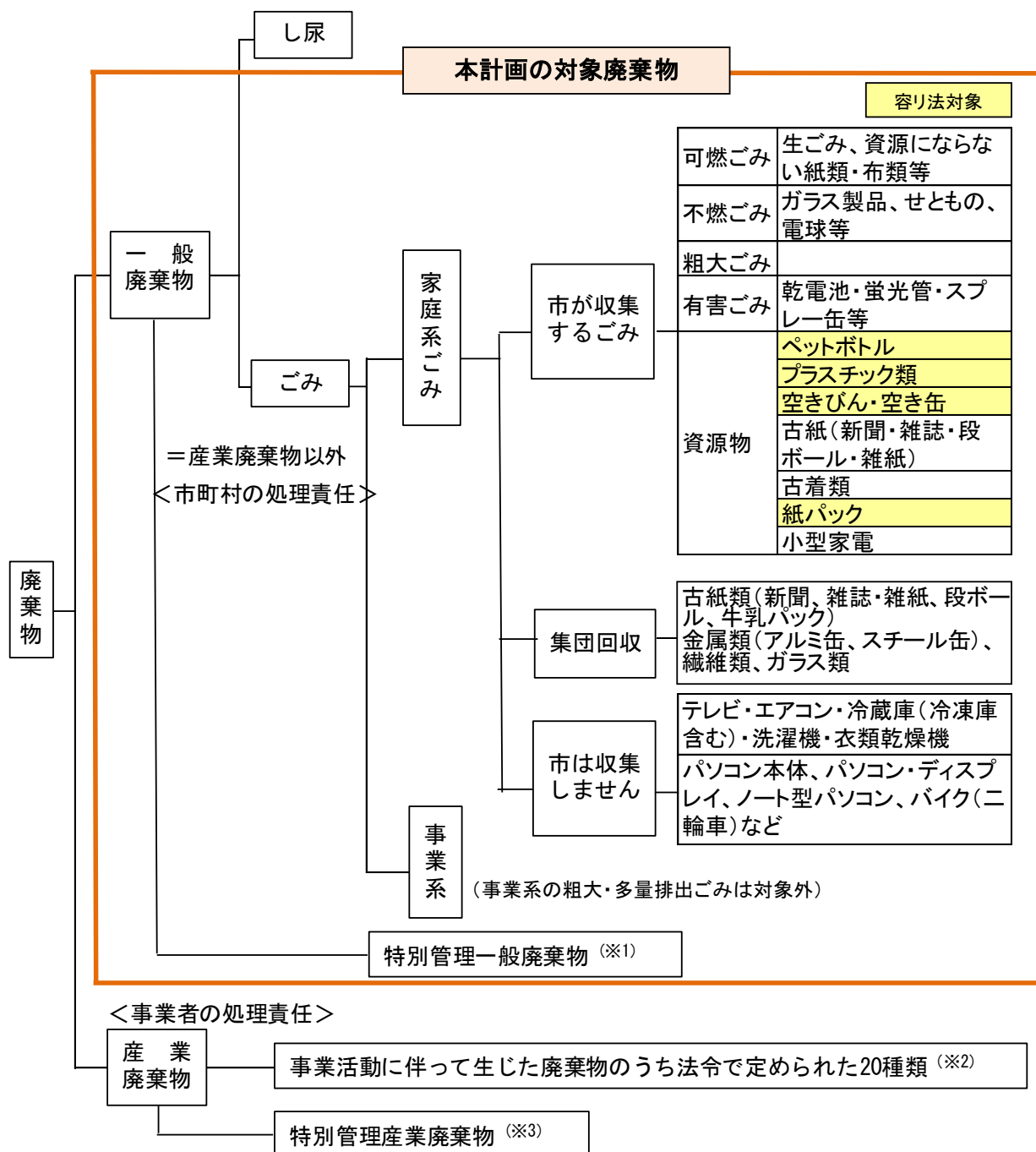
※一般廃棄物処理基本計画は、通常目標年度を概ね10年から15年先におこなっていますが、本計画では7年間としています。なお、計画は、概ね5年毎に見直しを行います。ただし、諸条件を大きく超える社会、経済情勢等の変化があった場合は必要に応じて、その都度見直しを行います。

4 計画の区域

本計画の対象区域は、三鷹市の行政区域全域とします。ただし、施策の推進にあたっては、関係法令や適正なごみ処理の観点等から広域的な対応も視野に入れ、他の地方公共団体や関係機関等と連携・協力を図ることとします。

5 計画の対象範囲

本計画において、対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち家庭から排出される「家庭系ごみ」と、事業活動に伴って発生する産業廃棄物を除いた「事業系ごみ」（事業系一般廃棄物）です。計画の対象範囲を図1-3に示します。



注1：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

注2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

注3：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じのおそれがあるもの

東日本大震災による原子力発電所の事故に伴う放射性物質に汚染されたおそれのある一般廃棄物については、関係法令や東京都の処理方針などを適用し、対応します。

図1-3 計画の対象範囲

第2章 ごみ処理の現状

1 ごみの分類

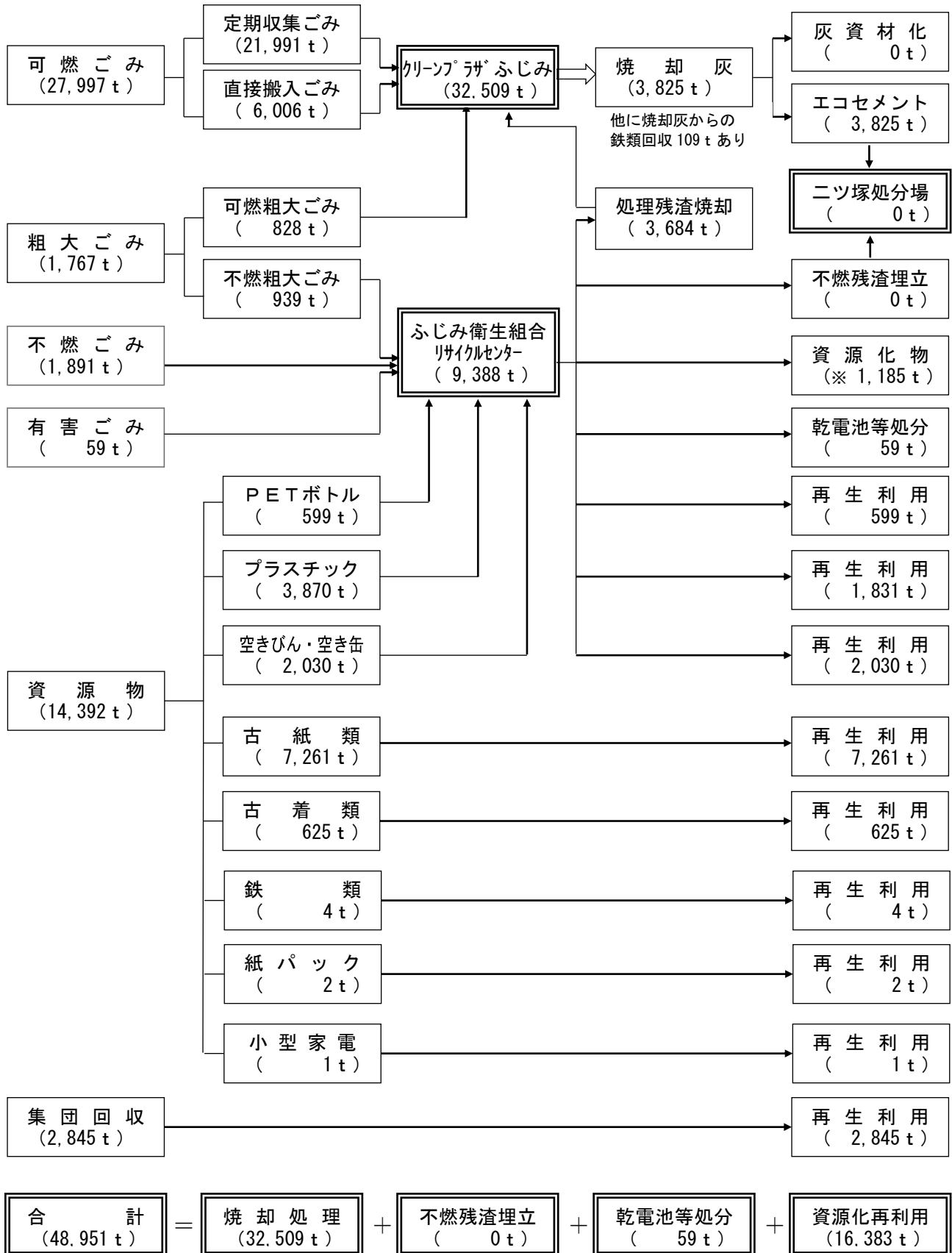
(平成27年4月現在)

種類	区分	収集運搬		中間処理	最終処理	
		形態	回数			方法
可燃ごみ	民間委託	週2回	袋による戸別収集	クリーンプラザふじみ	東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設	
不燃ごみ	民間委託	月2回	袋による戸別収集	ふじみ衛生組合リサイクルセンター	民間業者において資源化処理	
粗大ごみ ^注	民間委託	随時	戸別収集	クリーンプラザふじみ・ふじみ衛生組合リサイクルセンター	東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設及び民間業者において資源化処理	
有害ごみ	民間委託	週1回 (プラスチック類と同時回収)	容器又は袋による戸別収集	ふじみ衛生組合リサイクルセンターで保管後民間業者において資源化処理		
資源物	空きびん・空き缶	民間委託	月2回	容器又は袋による戸別収集	ふじみ衛生組合リサイクルセンターで保管後、容り法指定法人及び民間業者において資源化処理	
	ペットボトル	民間委託	随時	市内公共施設の一部による拠点回収	ふじみ衛生組合リサイクルセンターで保管後、容り法指定法人及び民間業者において資源化処理	
			月2回	容器又は袋による戸別収集		
	プラスチック類	民間委託	週1回 (有害ごみと同時回収)	袋による戸別収集	ふじみ衛生組合リサイクルセンターで保管後、容り法指定法人において資源化処理	
	古紙(新聞・雑誌・段ボール・雑紙)	民間委託	週1回 (古着と同時回収)	ひもがけ・紙袋による戸別収集	民間業者において資源化処理	
	古着類	民間委託	週1回 (古紙と同時回収)	袋による戸別収集	民間業者において資源化処理	
	紙パック ^注	民間委託	随時	市内公共施設の一部による拠点回収	民間業者において資源化処理	
			週1回	ひもがけ・紙袋による戸別収集		
小型家電 ^注	直営	随時	市内公共施設の一部による拠点回収	民間業者において資源化処理		
集団回収物 ^注	登録団体と資源回収業者との自由契約により回収方法を決定			民間業者において資源化処理		

注を付したものは事業系ごみにおいては取り扱い対象としていません。

2 ごみ処理の流れ及び処理量

平成26年度



※資源化物には不燃ごみ・不燃粗大ごみからの水分を一部含む。

3 ごみ処理施設

(1) 可燃物処理・発電施設

三鷹市では、調布市とともに可燃物を含むごみに関して共同事務を実施しています。可燃物処理施設は、平成25年3月に完成し、処理対象物は、三鷹市及び調布市から排出される可燃ごみ、可燃性粗大ごみ・不燃ごみの残渣の他、リサイクルができないプラスチックであり、これらを焼却し、発電等を行っています。施設の概要は以下に示すとおりです。

施設名称	クリーンプラザふじみ		
所在地	東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30		
			
設備形式	全連続燃焼式ストーカ炉	発電能力	9,700kw
処理対象	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃ごみなどの資源化	敷地面積	約26,289㎡
焼却能力	288t/日(144t/日×2炉)	事業期間	着工 平成22年8月 竣工 平成25年3月
主要設備	発電設備、受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備		
公害防止 基準 (自主規制 値)	ばいじん 0.1g/m ³ N	窒素酸化物	50ppm
	塩化水素 10ppm	水銀	0.05mg/m ³ N
	硫黄酸化物 10ppm		

※燃焼に伴う排気ガスについては、国の排出基準を上回る自主規制値を定め、定期的に測定を行い、公表しています。(ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、水銀、ダイオキシン類)
平成25年度に一時水銀濃度が自主規制値を越えたため緊急停止を行いました。その後は自主規制値内の排気ガス濃度を維持しています。

(2) 不燃物処理資源化施設

不燃ごみと粗大ごみ、プラスチック類やペットボトルなどの資源物は、ふじみ衛生組合リサイクルセンターにおいて調布市と共同で処理しています。今後も安全で安定的な稼働を維持するため、老朽化が進む施設について設備等更新計画を策定し、必要な点検・施設の設備改修を行います。また、ふじみ衛生組合及び調布市と協議を行いながら、長寿命化の検討を行っていきます。

施設名称	ふじみ衛生組合リサイクルセンター		
所在地	東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30		
 			
処理対象	不燃ごみ、びん・缶、ペットボトル、プラスチック、有害ごみ、不燃系粗大ごみ	建築面積	中央棟：3,043㎡ 東棟：974㎡ 北棟：731㎡
処理能力	不燃ごみ：71t/5h、 破碎不能ごみ：3t/5h、 その他（びん・缶、ペットボトル）：9.9t/5h	竣工	中央棟：平成6年12月 東棟：平成22年6月 北棟：平成22年12月

(3) 最終処分場


可燃ごみの焼却灰は、平成18年度から日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に隣接するエコセメント化施設^{注1}で資源化（エコセメント^{注2}）しています。今後、新たな最終処分場の建設が困難であることから、構成自治体には毎年搬入割当量が定められ、可能な限り埋立量を抑えると同時に、ごみ処理経費軽減のために、ごみ減量・リサイクルを一層進めています。


注1：エコセメント化施設

多摩地域における25市1町の自治体によって構成されている「東京たま広域資源循環組合」が運営。多摩地域のリサイクルの推進、二ツ塚処分場の延命、安全な埋め立て対策の推進を図るため、平成18年7月からエコセメント化施設において、焼却灰を原料にセメントをつくるエコセメント事業を行っています。

注2：エコセメント

エコセメントとは可燃ごみの焼却残渣を原料としたセメントで、インターロッキングブロック、車止めなどに使用されています。

施設名称	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場		
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地		
	総面積	591,000㎡	
	埋立地面積	184,000㎡ (廃棄物埋立容量 250万㎡)	
	埋立開始	平成10年1月29日 (一部供用開始／4月7日以降全量搬入)	

施設名称	東京たまエコセメント化施設		
所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (日出町二ツ塚処分場内)		
	施設用地面積	約46,000㎡	
	施設規模	焼却残渣などの処理能力 約330t／日 エコセメント生産能力 約520t／日	

4 ごみ処理目標の達成状況

「ごみ処理総合計画2015」においては、平成27年度までに以下の数値目標を設定しました。1年前倒しの平成26年度での評価となりますが、達成状況は、図2-1に示すとおりです。

(1) 一人1日あたりのごみ総排出量

◎ 目標

一人1日あたりのごみ総排出量725gを達成します。

基準（平成22年度）	平成26年度	平成27年度目標値
743g	737g	725g

※一人1日あたりのごみ総排出量

平成21年度の家系ごみの有料化以降、様々なごみ減量、資源化の施策を行ってきました。市民、事業者、三鷹市の努力により、ごみ総排出量は減少しましたが、前計画の目標数値を達成することができませんでした。

今後も引き続き、ごみ減量、資源化に取り組んでいきます。

(2) リサイクル率の目標

◎ 目標

分別リサイクル率を35%以上に、また総資源化率を45%以上にします。

基準（平成22年度）	平成26年度	平成27年度目標値
分別リサイクル率35.1%	分別リサイクル率31.0%	分別リサイクル率35.0%
総資源化率45.8%	総資源化率40.3% ☆（47.0%）	総資源化率45.0%

☆ふじみ衛生組合で発生する残渣をクリーンプラザふじみで熱回収（発電）したものを資源化したとみなして計算した場合の数字。

分別リサイクル率、総資源化率（※）の計算については、次ページの計算方法を参照ください。

集団回収量の減少などで、分別リサイクル率は平成22年度以降減少傾向にあります。

総資源化率については、平成24年度までふじみ衛生組合で発生していた残渣を、三鷹市外のリサイクル施設で処理していましたが、平成25年度から「クリーンプラザふじみ」で処理し、発電、熱回収するようになったため、リサイクル率の計算から除外され、総資源化率は下がりました。

(クリーンプラザふじみでの残渣焼却を資源化したものとするると平成26年度の総資源化率は47.0%になります。)

分別を徹底し、ごみの資源化を呼びかけるとともに、ふじみ衛生組合で発生する残渣については引き続きクリーンプラザでの焼却を行い、発電、熱回収をおこないます。

※分別リサイクル率について

資源物量（主に古紙類、容器包装プラスチックとして資源化されたもの）に集団回収した量の和で、分別リサイクル率が計算されます。紙媒体の減少に伴い、資源物量は近年減少傾向にあります。

引き続き、分別、資源化を推進し、集団回収を推進します。

$$\text{分別リサイクル率} = \frac{\text{資源物量} + \text{集団回収物量}}{\text{ごみ総排出量}}$$

※総資源化率について

現行の計算方法では、ふじみ衛生組合内で発生する残渣をクリーンプラザふじみで焼却し、発電、熱回収することは資源化量に加算されません。

しかし、クリーンプラザふじみで行っている発電、熱回収分を含めると、高い資源化率を維持しています。

本計画では、クリーンプラザふじみで発電、熱回収した分を資源化量として加算した数値も併せて表記しています。

総資源化率とは、ごみ総排出量のうち、びん・缶・古紙類や集団回収等の資源物にリサイクルセンターでの資源化物や焼却灰の資材化物、エコセメント化量を加えたものの割合をいいます。なお、ごみ総排出量は集団回収物量を含みます。

$$\text{総資源化率} = \frac{\text{分別収集量} + \text{中間処理後資源化量} + \text{集団回収物量}}{\text{ごみ総排出量}}$$

(3) ごみ焼却量の削減目標

◎ 目標

ごみの焼却量は31,500トン以下を目指します。

基準（平成22年度）	平成26年度	平成27年度目標値
29,074トン	32,509トン	31,500トン

※1年間のごみ焼却量

ごみの総排出量については、平成21年度の家系ごみ有料化以降ほぼ一定量で推移しています。市民の皆さんのごみの減量、資源化意識が定着している結果が表れています。

平成25年度からクリーンプラザふじみが稼働し、リサイクルセンターで発生する残渣についても焼却し、発電、熱利用するようになったことから焼却量が増加し、目標としている焼却量を達成することができませんでした。

今後も、ごみの減量、分別徹底を図り資源化を推進することで、ごみ焼却量削減に取り組めます。

(4) 最終処分量の最終目標

◎ 目標

最終処分量ゼロを維持していきます。

基準（平成22年度）	平成26年度	平成27年度目標値
0トン	0トン	0トン

※二ツ塚処分場への最終処分量

平成18年7月から、東京たま広域資源循環組合において最終処分場の長寿命化を行うため、焼却灰のエコセメント化事業を行っています。

三鷹市においても、焼却灰についてはエコセメント化を行い最終処分量はゼロとなっています。

今後も、最終処分場の長寿命化のため最終処分量ゼロを行います。

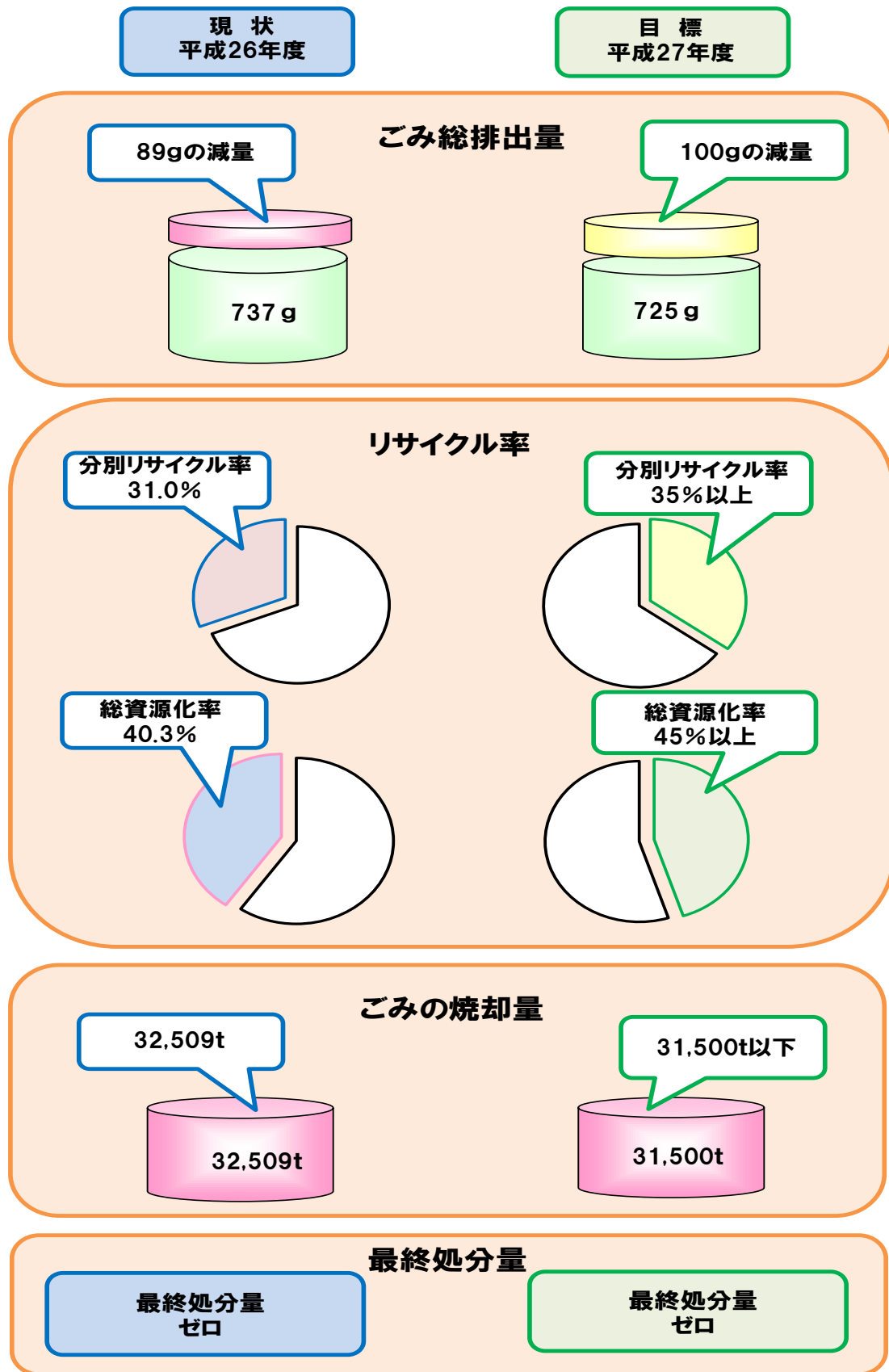


図 2 - 1 目標の達成状況
(ごみ総排出量は平成20年度を基準としています。)

第3章 計画の目標

1 ごみ処理の基本理念

大量生産、大量消費社会を見直し、私たちは生産から消費、廃棄までを考えた、持続可能な循環型社会を形成する必要があります。

三鷹市では、これらの事を踏まえ、前計画に引き続き、今回の計画においても基本理念を下記のとおりとし、その実現に向けて取り組みます。

「持続可能な循環型社会の形成に向けたごみ処理の推進」

2 ごみ処理の基本方針

方針1

“ごみ”の発生抑制の推進

ごみの減量を行う上で、重要となるのは不必要なものを買わない、使わない等“ごみとなるもの”の発生抑制への取り組みです。

市民、事業者、行政がそれぞれ役割を担って“ごみ”の発生抑制に努めます。

方針2

リデュース、リユース、リサイクルの推進

ごみの発生抑制を行う上で、施策の優先順位としてリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）とし、施策を展開します。

日頃の生活スタイルの中でこの3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識し、ごみの減量に取り組みます。

方針3

拡大生産者責任の明確化

生産者や販売者に対して、その製造・加工・販売した製品について、リサイクル・廃棄まで責任を負う「拡大生産者責任」の明確化を、様々な機会をとらえて働きかけていきます。

方針4

ごみ処理の効率化

ごみ減量、ごみ処理を行うにあたっては、これまでの行政の取り組みを点検し、効率的かつ適切にサービスが十分に行われているか検証を行います。ごみ処理コストを維持するとともにさらなる効率化を図ります。

方針5

ごみの適正処理の確保

ごみの減量、資源化を推進するため、適正な収集運搬を行い、中間処理の適切な施設運営を行うとともに、最終処分場を長く使うためにも埋め立てゼロを引き続き目指していきます。

方針6

ごみ減量・資源化の啓発活動の推進

ごみの減量、資源化を推進するうえで、市民、事業者、行政が一体となり、取り組みを行います。市民の生活スタイルの意識を変えていくため、啓発活動を効果的に行います。

※循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された考え方。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。(出典：平成27年版環境白書)

※拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的または財政的に一定の責任を負うという考え方。(出典：平成27年版環境白書)

3 数値目標

(1) 一人1日あたりのごみ総排出量の目標（平成34年度目標）

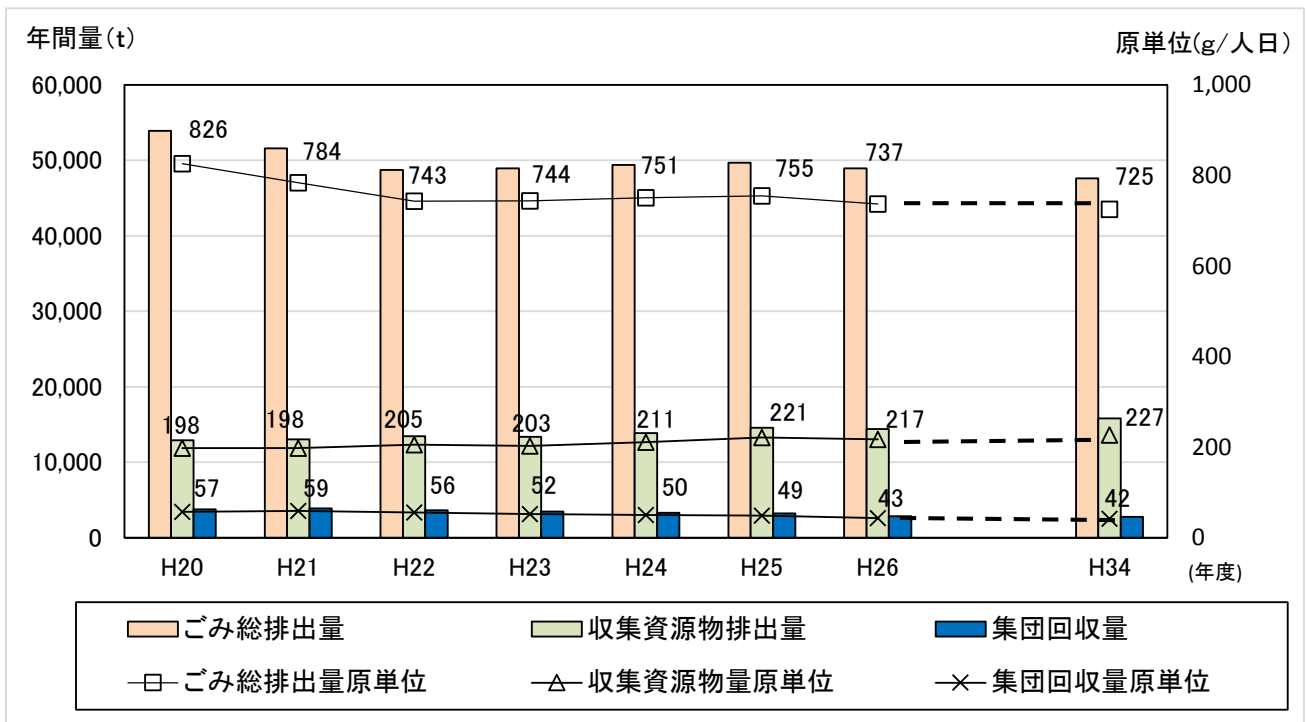
ごみ処理総合計画2015（改定）では、平成27年度「一人1日あたりのごみ総排出量を725g」を目標としています。

平成26年度、様々な取り組みにより「一人1日あたりのごみ総排出量は737g」になりました。目標数値は達成しておりませんが、家庭系ごみ有料化以降ごみ総排出量は人口が増えているにもかかわらず、一定の減量効果が続いています。

平成34年（2022年）に向けてさらなるごみ減量施策に取り組みます。

◎ 目標

一人1日あたりのごみ総排出量725gを目指します。



(2) リサイクル率の目標 (平成34年度)

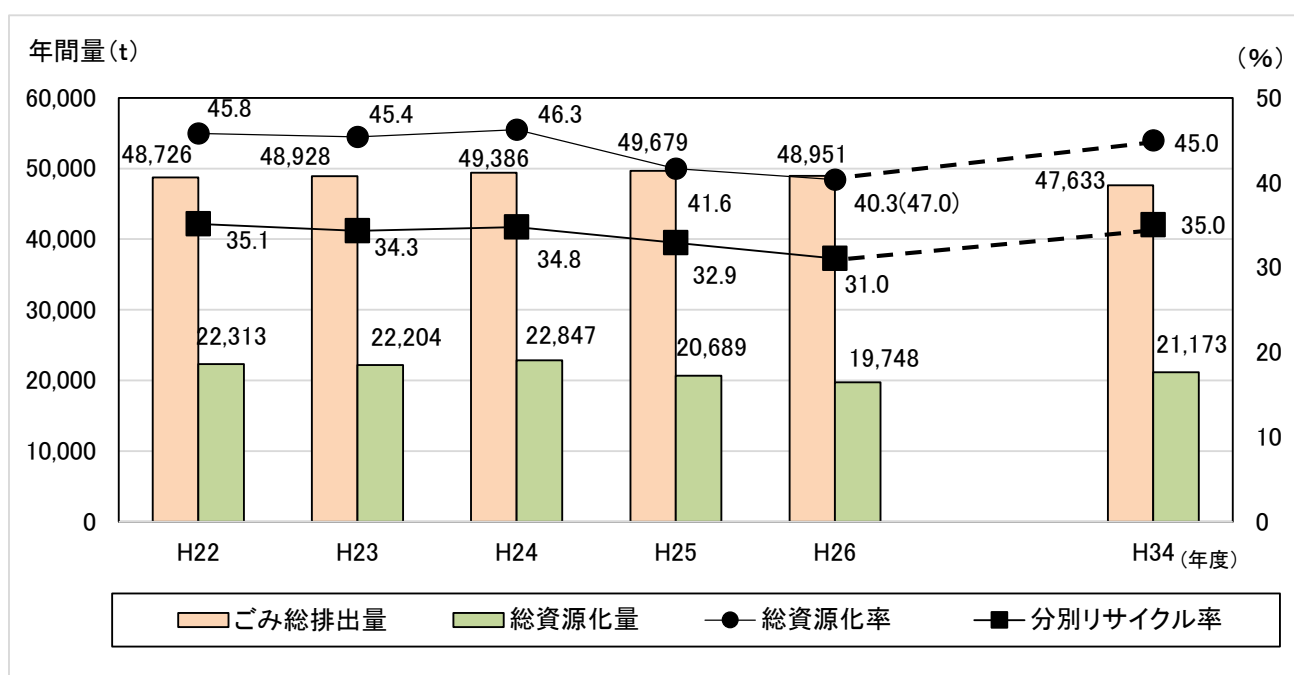
ごみ処理総合計画2015(改定)では、平成27年度「分別リサイクル率35%以上に、また総資源化率を45%以上にする。」ことを目標にしています。

平成26年度の分別リサイクル率は31.0%、総資源化率は40.3%となっています。

平成25年4月以降、ふじみ衛生組合の可燃物処理施設「クリーンプラザふじみ」で熱回収を行っています。(※ふじみ衛生組合で発生する残渣をクリーンプラザふじみで焼却し発電、熱回収を行うことを総資源化率に加えると、平成26年度47.0%になります。)

◎ 目 標

分別リサイクル率を35%、総資源化率を45%以上を目指します。



(3) ごみ焼却量の削減目標

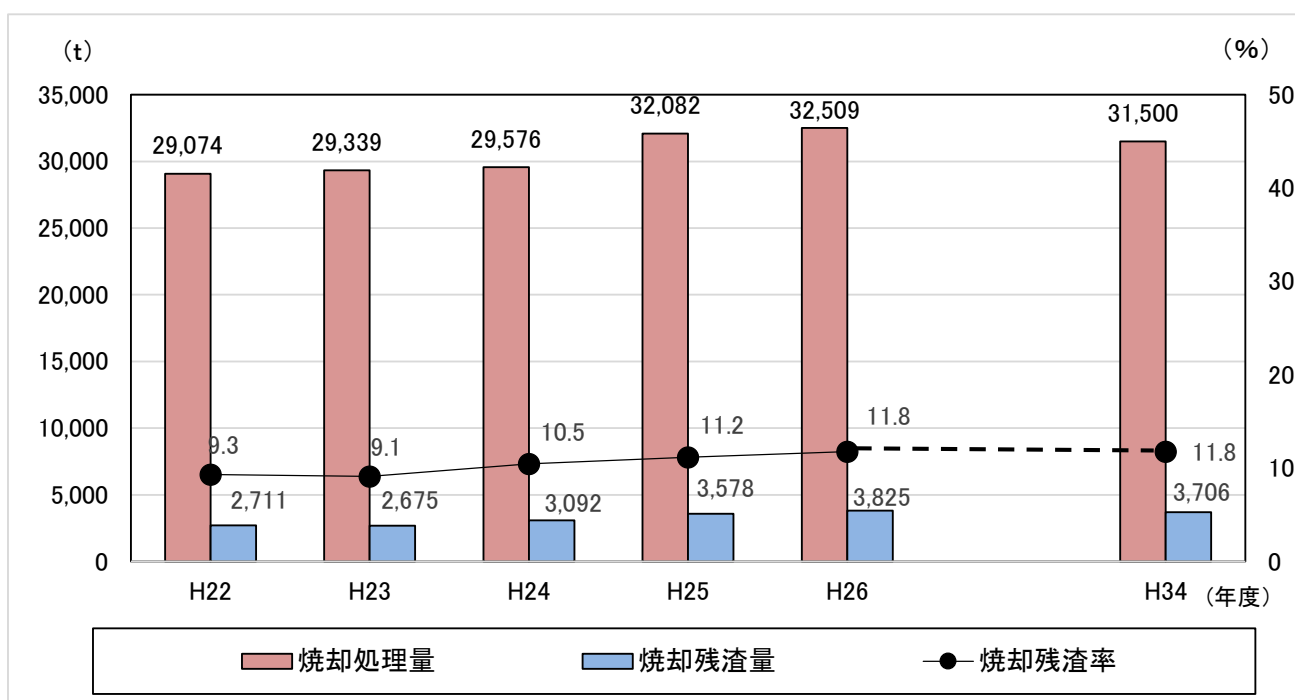
ごみ処理総合計画2015(改定)では、平成27年度「ごみ焼却量は31,500トンを下回る。」ことを目標にしています。

平成26年度、クリーンプラザふじみでの焼却量は32,509トンとなっています。同じふじみ衛生組合で発生する残渣も焼却し、発電、熱回収しているため焼却量は目標数値を上回っています。

今後、ごみの減量、資源化を徹底することで焼却量について削減することを目標とします。

◎目 標

ごみの焼却量は31,500トン以下を目指します。



(4) 最終処分量の最終目標

ごみ処理総合計画2015（改定）では、平成27年度「埋め立て処分量ゼロ」を目標にしています。

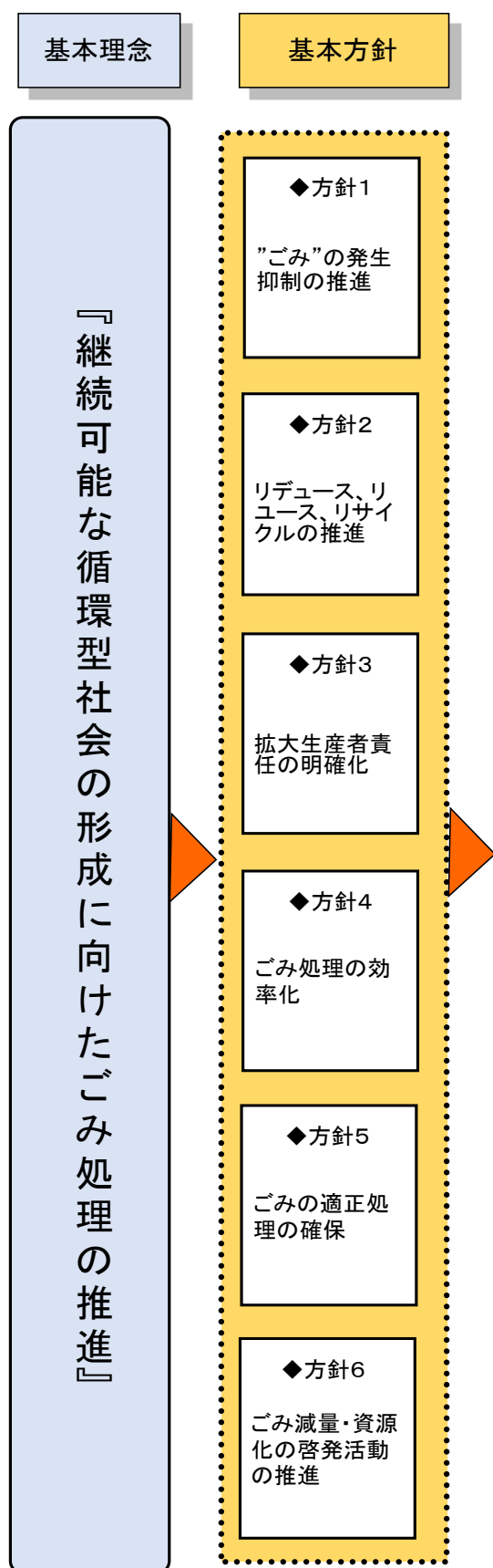
平成26年度「埋め立て処分量ゼロ」を達成しています。

今後も、最終処分量ゼロを目標とします。

◎目 標

最終処分量ゼロ維持していきます。

4 施策体系



計画項目	施策方針
排出抑制計画	ごみ減量・分別の徹底
	事業者による分別の徹底、排出抑制
	事業者の自主回収の推進
資源化計画	市民自ら行う資源化の支援・推進
	事業者責任による資源化の推進
	事業者の自主回収の推進
収集運搬計画	安全で安定した収集運搬の実施
中間処理計画	減量・資源化の推進
最終処分計画	適切な最終処分の実施
啓発・推進計画	ごみ減量・資源化に向けた、適切な啓発・PR
災害廃棄物計画	災害廃棄物処理マニュアルの策定

施策

市の広報や各種キャンペーンを通し、ごみの減量・分別をPR
リサイクルカレンダーや集合住宅用収集パネルを活用し、分別の徹底を促進
「紙」と「電子」媒体による分別・収集の徹底。(分別をわかりやすくホームページへ掲載、スマートフォン用ごみ分別アプリの導入検討)
生ごみの水切り徹底、家庭用生ごみ処理機の導入助成
マイバッグ運動の推進、詰め替え容器によるごみ発生抑制
大規模事業所の減量計画書によるごみ減量・資源化の徹底
大規模事業所の廃棄物責任者の研修
小規模事業者への分別の指導
クリーンプラザふじみへの持ち込みごみの検査による指導(ふじみ衛生組合)
資源物の店頭回収の要請
市民へ店頭回収の情報提供
マイバッグキャンペーン等啓発事業への協力要請
集団回収の推進
分別の徹底による資源化を推進
資源化分類の検討(汚れたプラスチック類の扱い)
少量排出事業所の指導及びごみ排出ルール of 徹底
大規模事業所の廃棄物責任者の研修
大規模事業所の減量計画書に基づいた資源化の徹底
事業者の自主回収による資源化
優良再生品取り扱い事業者(リユース品を扱うリサイクルショップ等)の支援
資源物の店頭回収の要請
市民へ店頭回収の情報提供
マイバッグキャンペーン等啓発事業への協力要請
安全に収集運搬を行うための分別の徹底
転入者に対して、ごみ出しルールの徹底(リサイクルカレンダー等による啓発)
ごみ排出指導の実施
安定した収集運搬を行うため、適切な収集運搬委託の実施
安定した中間処理の運営
資源化、また「クリーンプラザふじみ」におけるエネルギー回収(熱回収)を推進
リサイクルセンターの長寿命化
施設見学を積極的に受け入れ、ごみ減量・資源化について啓発・PR
行政回収における分別の一部見直し(汚れたプラスチックの扱い)について、協議の検討
中間処理後の焼却灰をエコセメント化(東京たま広域資源循環組合)
最終処分場への持ち込みゼロ
わかりやすいごみ分別、収集日程について、様々な媒体で啓発
町会、自治会、住民協議会、ごみ減量等推進会議等と協力して、ごみ減量、資源化に関する勉強会等の協力、支援
想定される首都直下地震や集中豪雨などの自然災害時における災害廃棄物の適切処理
災害廃棄物マニュアルの策定(おおむね平成32年度までに)

第4章 具体的施策の展開

1 排出抑制計画

(1) 目標

ごみ減量の優先順位を明確にしたごみ減量

(2) 施策と取り組み

三鷹市のごみ排出量は、平成21年度の家庭系ごみ有料化以降、一定の減量効果が認められ、その排出量が維持されています。

各種キャンペーンや啓発事業を通し、ごみの減量・資源化の取り組みが浸透していると考えられます。

今後は、ごみ発生抑制に優先順位をつけ、施策を推進します。

- ① リデュース（発生抑制） リフューズ（不要なものを断る）
- ② リユース（再使用）
- ③ リサイクル（再利用）

以上「4つのR」を推進する事で、ごみの減量・資源化を推進します。

①家庭系ごみの減量・資源化

三鷹市におけるごみの発生は、家庭から出るごみが大半であり、ごみ減量・資源化を進めるうえで、市民の皆さんの協力が不可欠です。今後は、減量効果が継続するように各施策を推進します。

施策方針	施策	取組内容
ごみ減量・分別の徹底	・市の広報や各種キャンペーンを通したごみの減量・分別のPR	・現在、ゴミゼロキャンペーン、ごみ減量キャンペーンや各種イベント等を通じて、ごみの減量・分別をPRしています。 今後も引き続き、各種キャンペーン等を通じてPRを行います。
	・リサイクルカレンダーや集合住宅用収集パネルを活用した分別の徹底の促進	・現在、リサイクルカレンダーの全世帯配布や集合住宅用パネル配布を行い、分別・収集日程のPRを行っています。 今後も、ごみの分別・資源化を進める啓発を行います。

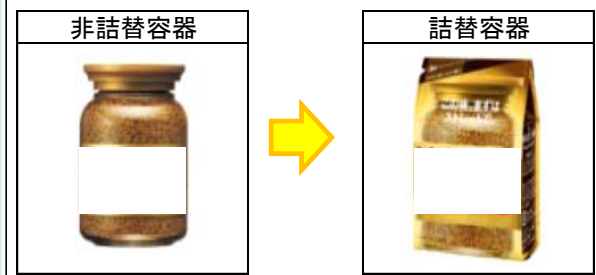
施策方針	施策	取組内容
ごみ減量・分別の徹底	・「紙」と「電子」媒体による分別・収集の徹底	・現在、「紙」としては、リサイクルカレンダーや広報を使い啓発、PRを行っています。「電子」については、ホームページで啓発、PRを行っています。今後スマートフォン向け分別アプリなどの導入を検討します。
	・生ごみの水切り徹底、家庭用生ごみ処理機の導入助成	・現在、生ごみの水切り徹底、家庭用生ごみ処理機の導入助成を行っています。今後も引き続き、足元からのごみ減量の支援を行います。
	・マイバッグ運動の推進、詰め替え容器によるごみ発生抑制	・現在、マイバッグキャンペーンなどごみ減量啓発事業を行っています。今後、キャンペーンやイベント等を通じて詰め替え容器利用などごみ発生抑制を図っていきます。

集合住宅用パネルの配布

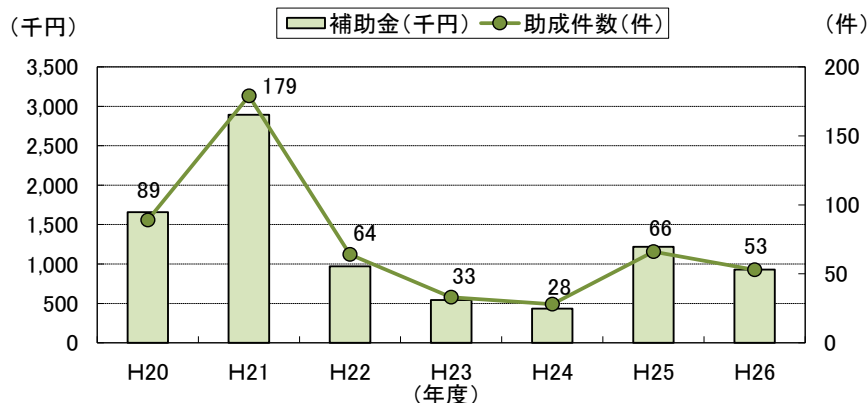


ガラス瓶から詰め替え容器への変更

約160gの減量効果



家庭用生ごみ処理装置等購入費助成金



生ごみ処理機の導入助成

②事業系ごみの減量の推進

三鷹市では、一定規模以下の事業所のごみは「小規模事業所」として登録することで、家庭系ごみと同様に回収しています。（平成27年11月1日現在、3,419件登録）

また、一定規模以上の事業所（延床面積3,000平方メートル以上、または年間排出量50t以上）に対しては、大規模事業所として廃棄物責任者の設置や、ごみ減量・資源化計画書の提出を求めるなど、ごみの減量資源化を働きかけています。

施策方針	施策	取組内容
事業者による分別の徹底、排出抑制	・大規模事業所の減量計画書によるごみ減量・資源化の徹底	・現在、大規模事業所に対して減量計画書の届け出を求めるなど、ごみ減量、資源化を行っています。今後は減量計画書の提出を求めるとともに、必要に応じて現状の確認など行います。
	・大規模事業所の廃棄物責任者の研修	・現在、年1回廃棄物責任者研修を行っています。引き続き、研修を行うとともに事業所のごみ減量・資源化に取り組めます。
	・小規模事業者への分別の指導	・現在、一定規模の事業所については小規模事業所として登録をして、事業用ごみ袋で行政回収をしています。今後も、登録の際の審査を厳格にするとともに、適正に排出されていない事業所については、個別に指導を行います。
	・クリーンプラザふじみへの持ち込みごみの検査による指導（ふじみ衛生組合）	・クリーンプラザふじみに持ち込まれるごみについては、定期的に搬入物検査を行っています。今後も、搬入物検査を行うとともに、搬入不適物があった場合は、指導を行います。

廃棄物責任者研修の様子



搬入物検査の様子



③事業者による自主回収の促進

資源として、有効利用できる食品トレイ、牛乳パック等については、行政回収だけでなくスーパー等の店頭回収の協力を、リサイクル協力店制度を活用して要請していきます。

また、店頭回収を行っている店舗情報を市のホームページやリサイクルカレンダー等を活用して市民にPRしていきます。

施策方針	施策	取組内容
事業者の自主回収の推進	・ 資源物の店頭回収の要請	・ 現在、店頭回収等を行っているスーパー、コンビニエンスストアにリサイクル協力店として認定しています。 今後も、リサイクル協力店の要請を行います。
	・ 市民へ店頭回収の情報提供	・ 現在、リサイクルカレンダー等で店頭回収の情報を提供しています。 今後、「紙」「電子」両方の媒体で店頭回収の情報を提供していきます。
	・ マイバッグキャンペーン等啓発事業への協力要請	・ 現在、マイバッグキャンペーンを駅前や店頭で行っています。 今後、ごみ減量等推進員の方々と協力して町会、自治会などとキャンペーンを広げていきます。

店頭回収の状況



三鷹市リサイクルカレンダー

平成27年度版(2015年4月~2016年3月)
三鷹市リサイクルカレンダー
Garbage and Recyclable Items Collection Day Calendar

③ 上連雀1~5丁目地区用

目次 Contents

- P1 表紙/環境ポスターの入賞作品/2015年3月リサイクルカレンダー
- P2 カレンダー/Calendar/日誌/暦年別/2015年 4月・5月
- P3 カレンダー/Calendar/日誌/暦年別/2015年 6月・7月
- P4 カレンダー/Calendar/日誌/暦年別/2015年 8月・9月
- P5 カレンダー/Calendar/日誌/暦年別/2015年10月・11月
- P6 カレンダー/Calendar/日誌/暦年別/2015年12月・2016年1月
- P7 カレンダー/Calendar/日誌/暦年別/2016年 2月・2016年3月
- P8 ごみ処理費用とごみ量
- P9 家庭系ごみ出し方
- P10 燃やせるごみの出し方/燃やせないごみの出し方
- P11 古紙(新聞・紙ボール・雑誌・雑誌)の出し方/石巻紙の出し方
- P12 プラオムツツケ物の出し方/有害ごみの出し方
- P13 ペットボトルの出し方/空きびん・空き缶の出し方
- P14 事業系ごみの出し方/市で収集できないごみ
- P15 ペットボトル・牛乳パックの集約回収/リサイクル市民工程
- P16 粗大ごみ・多量ごみの出し方(有料)/粗大ごみ・多量ごみ処理手数料減免制度
- P17 粗大ごみ対象品目及びポイント/粗大ごみ処理手数料の計算例
- P18 家庭系ごみ指定収集日・粗大ごみ手数料軽減券及び事業系ごみ指定収集取扱店一覧
- P19
- P20 家庭系/コンビニの出し方(有料)/家電リサイクル法対象品の出し方(有料)
- P21 使用済み乾電池の出し方(無料)/使用済みインクカートリッジの回収
- P22 生ごみ処理装置等購入費助成制度/集団回収事業
- P23 ごみ減量/リサイクル協力店制度/ごみ減量等推進員の活動
- P24 ごみ処理とリサイクルの流れ
- P25 施設紹介
- P26 How to Separate and Dispose of Garbage
- P27 施設、資源物の分別と処理方法/쓰레기, 재활용 자원의 분리 및 처리방법
- P28 ごみの分別一覧表

環境ポスターの入賞作品
三鷹市環境ポスターコンテスト

リサイクルカレンダー
March 2015

お問い合わせは
三鷹市生活環境部ごみ対策課
代表電話 0422-45-1151
内線 2533~2536
※お断り間違いのないようご注意ください。

1270

2 資源化計画

(1) 目標

適正な分別・資源化の推進

(2) 施策と取り組み

ごみ減量・資源化をするために、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要です。

三鷹市では、ごみを収集する際の6つの分類（①燃やせるごみ、②燃やせないごみ、③ペットボトル、④プラスチック、有害ごみ、⑤古紙、古着類、⑥空きビン、空き缶）で回収しています。

回収に合わせた分別を徹底し、適正な資源化につなげていきます。

また、集団回収事業、小型家電の回収についても積極的に取り組みます。

①市民による資源化の推進

三鷹市におけるごみの発生は、家庭から出るごみが大半であり、ごみ減量・資源化を進めるうえで市民の皆さんの協力が不可欠です。今後は、減量効果が継続するように各施策を推進します。

施策方針	施策	取組内容
市民自ら行う資源化の支援・推進	・ 集団回収の推進	・ 現在、二百数十団体が集団回収を行っています。今後も、リサイクル意識の向上のためにも集団回収について、積極的に推奨します。
	・ 分別の徹底による資源化の推進	・ 現在、リサイクルカレンダー等で分別の周知を図っています。今後は、ごみ分別アプリ等の導入や優良なリユース業者の紹介等を行い、分別、資源化を進めます。
	・ 資源化分類の検討（汚れたプラスチック類の扱い） 再掲「中間処理計画」	・ 現在、汚れたプラスチックは、容器包装リサイクル法のルートに乗らないため、燃やせないごみとして回収しています。今後は、中間処理施設（クリーンプラザふじみ）の処理能力向上、容器包装プラスチックの品質保持のため、汚れたプラスチックの燃やせるごみとしての取り扱いを実施検討します。

集団回収の状況



②事業者による資源化の推進

事業者のごみ処理は原則、事業者の責任で行うこととなります。

三鷹市では、一定規模以下の事業所は登録を行う事で、家庭系ごみと同じ分類で行政回収を行っています。（※少量排出事業所）

少量排出事業所の登録を適正に行うとともに、排出されるごみについても、分別と排出量を守るように指導を厳格に行います。

また、大規模事業所（延べ面積3,000平方メートル以上、または年間排出量50トン以上）については、廃棄物責任者を置き、ごみ減量・分別を徹底していただくとともに、廃棄物減量計画書を作成してもらうなど、資源化を進めます。

施策方針	施策	取組内容
事業者責任による資源化の推進	・ 少量排出事業所の指導及びごみ排出ルールの徹底	・ 現在、一定規模以下の事業所については、少量排出事業所として行政収集しています。 今後、小規模事業所への配慮のため、少量排出事業所として、行政収集を行います。少量排出事業所については、分別とごみ出しルールの徹底を図ります。
	・ 大規模事業所の廃棄物責任者の研修（再掲「排出抑制計画」）	・ 現在行っている廃棄物責任者研修を引き続き行い、大規模事業所から出る廃棄物減量、資源化を推進します。
	・ 大規模事業所の減量計画書に基づいた資源化の徹底	・ 現在行っている減量計画書を活用し、事業者のごみ減量、資源化の取り組みを徹底します。
	・ 事業者の自主回収による資源化（再掲「排出抑制計画」）	・ 現在、スーパー等がリサイクル協力店として、自主回収が行われています。 今後、リサイクル協力店制度のPRを行い、さらなる自主回収を呼びかけます。
	・ 優良再生品取り扱い事業者（リユース品を扱うリサイクルショップ等）の支援	・ 現在、不用となった家具類は粗大ごみとして、処分しています。 今後は、不用家具などリユースできる仕組みづくりを検討していきます。

廃棄物責任者研修の様子



③三鷹市による資源化の推進

平成21年度の家庭系ごみの有料化以降、市民・事業者によるごみ減量資源化の意識は高く、ごみ減量効果は保たれています。

さらに資源化を推進するため、市民・事業者の資源化を支援するとともに、ホームページやリサイクルカレンダー等を通して、市民、事業者へ働きかけます。

施策方針	施策	取組内容
三鷹市による資源化の推進	・資源物の店頭回収の要請	・現在、リサイクル協力店制度を活用して、店頭回収を行っています。 今後も引き続き、店頭回収を積極的に働きかけます。
	・市民へ店頭回収の情報提供	・現在、リサイクルカレンダー等で店頭回収の情報を提供しています。 今後も引き続き、店頭回収の情報を提供していきます。
	・マイバッグキャンペーン等啓発事業への協力要請	・現在、マイバッグキャンペーン等各種キャンペーンを駅前や店頭で行っています。 今後も、リサイクル協力店制度を活用して、各種キャンペーンへの協力を要請していきます。

店頭回収の様子



マイバッグキャンペーンポスター

マイバッグを使いましょう

環境にやさしい買い物を!

10月は環境にやさしい買い物キャンペーン月間です

- レジ袋をもらわない習慣を
- 不要な包装は断りましょう
- 詰め替え用品を使いましょう
- ごみ減量・リサイクル協力店を利用しましょう
- エコマーク、グリーンマーク、省エネラベル等を目安に選びましょう

...ごみ減量のために4Rを実践しましょう...

REDUCE リデュース
ごみを減らす工夫をする。

REUSE リユース
繰り返し使用する。

RECYCLE リサイクル
再生して利用する。

REFUSE リフュース
ごみになる物は断わる。

三鷹市ごみ減量等推進会議・三鷹市生活環境部ごみ対策課

3 収集運搬計画

(1) 目標

安全で安定的な収集運搬の実施

(2) 施策と取り組み

三鷹市では家庭系ごみ(登録した少量排出事業者を含む)を収集する際の6つの分類(①燃やせるごみ、②燃やせないごみ、③ペットボトル、④プラスチック、有害ごみ、⑤古紙、古着類、⑥空きビン、空き缶)で回収しています。また、申し込み制の粗大ごみを収集しています。平成26年度からは小型家電の拠点回収を始めました。

現行の6分類10地区の収集を行い、安全で安定的な収集運搬を実施していきます。

施策方針	施策	取組内容
安全で安定した収集運搬の実施	・安全に収集運搬を行うため、分別の徹底	・現在、6分類、10地区の収集を行っています。今後は、より効率的な収集方法を検討していきます。
	・転入者に対して、ごみ出しルール of 徹底(リサイクルカレンダー等による啓発)	・現在、三鷹市への転入者には、転入手続きの際にリサイクルカレンダーを配布し、適切な分別を呼びかけています。今後も、リサイクルカレンダー等によるごみ出しルールを徹底するとともに、分別、収集日程を示すアプリの導入の検討を行います。
	・ごみ排出指導の実施	・現在、環境指導員によるごみ出し指導を行っています。今後も引き続き、指導を行います。また、見学会やイベント等を通してごみ出しルールの徹底を図ります。
	・安定した収集運搬を行うため、適切な収集運搬委託	・現在、小型家電以外ほぼ全てのごみ収集については、業務委託で行っています。今後も、委託業者と協力し、安定した収集運搬を行います。

ごみ出し指導の様子



4 中間処理計画

(1) 目標

安定した中間処理を行い、さらなる減量・資源化の推進

(2) 施策と取り組み

三鷹市では、収集したごみについては、三鷹市・調布市で構成される「ふじみ衛生組合」で中間処理を行い、減量・資源化を行っています。

「資源化計画」でも検討を行った、分別の見直しについても中間処理を担う、ふじみ衛生組合と協議の検討を行います。

施策方針	施策	取組内容
減量・資源化の推進	・安定した中間処理の運営	・現在、中間処理については、ふじみ衛生組合が行っています。今後も、ふじみ衛生組合と協力し、安定した中間処理を行っていきます。
	・資源化、また「クリーンプラザふじみ」におけるエネルギー回収（熱回収）の推進	・現在、クリーンプラザふじみの安定した運転を行うため、ふじみ衛生組合と協力して分別の徹底をPRしています。発電等（熱回収）を行って、ふじみ衛生組合の使用電力をまかなっています。今後は、平成29年度に開設される新川防災公園施設へ電力供給を行い、ごみ焼却エネルギーを有効に活用します。
	・リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討	・現在、燃やせないごみなどの中間処理を行っている、ふじみ衛生組合リサイクルセンターについては、耐用年数の課題から長寿命化について、ふじみ衛生組合と協議を行い、適切な取り組みを図ります。
	・施設見学を積極的に受け入れ、ごみ減量・資源化について啓発・PR	・現在、ごみ減量、資源化を市民の皆さんに理解していただくため、ふじみ衛生組合の見学を随時受け入れています。今後も、ごみの適切な処理を理解していただくため施設見学を積極的に受け入れます。
	・行政回収における分別の一部見直し（汚れたプラスチックの扱い）について協議の検討。（再掲）	・現在の分別では「汚れたプラスチック」は燃やせないごみで回収しています。クリーンプラザふじみの完成による焼却能力の向上、容器包装プラスチックの適正化を進めるため、汚れたプラスチックの取り扱いについて、実施検討していきます。

ふじみまつりの様子



5 最終処分計画

(1) 目標

最終処分場への埋め立て処分ゼロを目指します。

(2) 施策と取り組み

収集されたごみは「ふじみ衛生組合」で中間処理を行い、減量された後、資源物以外はクリーンプラザふじみで焼却処理され、焼却灰（飛灰を含む）になります。

最終的には、多摩地域25市1町で構成される「東京たま広域資源循環組合」で、処分されます。

限りある最終処分場をより長く使用するためにも、焼却灰をエコセメント化し再生利用しています。

今後も、最終処分場への搬入量ゼロを目指して取り組みます。

施策方針	施策	取組内容
適切な最終処分の実施	・中間処理後の焼却灰のエコセメント化 (東京たま広域資源循環組合)	・現在、ふじみ衛生組合（クリーンプラザふじみ）で中間処理した焼却灰については、エコセメント化しています。 今後も、適正な処理を行い、エコセメント化を行います。
	・最終処分場への持ち込みゼロ	・現在、上記のとおり焼却灰についてはエコセメント化を行い、最終処分場への埋め立てゼロを達成しています。 今後も、引き続き最終処分場への埋め立てゼロを目指します。

日の出二ツ塚廃棄物広域処分場

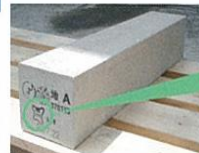


東京たまエコセメント製品の事例

刻印 (エコタロー)



011



認証事業者：23事業者29工場（平成27年2月末現在）

6 啓発・推進計画

(1) 目標

ごみ減量・資源化の意識の向上を図ります。

(2) 施策と取り組み

ごみ減量・資源化施策を進めるうえで、市民・事業者への啓発を行うことは重要な取り組みです。市民の意識改革を進め、不法投棄を抑止し、適切な分別収集ができるよう努めます。

今後もキャンペーン、イベント等でごみの減量・資源化についてPRする他、ごみ減量等推進会議やふじみ衛生組合と連携し開発を行います。

施策方針	施策	取組内容
ごみ減量・資源化に向けた適切な啓発・PR	・ごみ分別、収集日程について、様々な媒体での周知啓発	・現在、分別収集については、リサイクルカレンダーや市のホームページで周知しています。今後は、スマートフォンアプリなどを活用し、分別収集について周知の検討を行います。また、行政回収だけでなく、優良事業者によるリユース、小型家電回収など、ごみ減量、資源化の取り組みを広報していきます。
	・町会、自治会、住民協議会、ごみ減量等推進会議等と協力して、ごみ減量、資源化に関する勉強会等の協力、支援の実施	・現在、町会、自治会、住民協議会などで集団回収などを行い自主的な資源化活動を行っています。今後も、集団回収事業を支援する他、ごみ減量、資源化の理解を深めるため、勉強会、イベント、見学会等の支援を進めます。

勉強会、イベント、見学会の様子



7 災害廃棄物計画

(1) 目標

安全で適切な災害廃棄物処理マニュアルの策定を図ります。

(2) 施策と取り組み

東日本大震災以降、災害時における廃棄物処理が大きな課題となっています。発災後の市民の避難所生活を支え、市民の生活再建を進めるためにも、災害廃棄物の処理を迅速かつ適切に進めます。

今後は国の災害廃棄物処理マニュアルを参考にし、災害廃棄物マニュアルを策定します。

施策方針	施策	取組内容
災害廃棄物処理マニュアルの策定	・地域防災計画整合性を取り、廃棄物処理マニュアルの策定	・現在、地域防災計画に災害発生時によるがれきの処理については、ごみ対策課で対応する事と記載されています。 環境省の災害廃棄物マニュアルを元に、災害がれき処理マニュアルを、平成32年度を目途に策定します。
	・災害発生時を想定した、し尿処理訓練の実施	・現在、し尿汲み取り（例：工事現場などの仮設トイレ）については、民間委託で行っています。また、年1回災害時の処理訓練を東京都下水道局とともにしています。 今後も、災害発生時のし尿処理について、東京都、委託業者とともに処理訓練を行い、発災時に備えます。

8 その他の取り組み

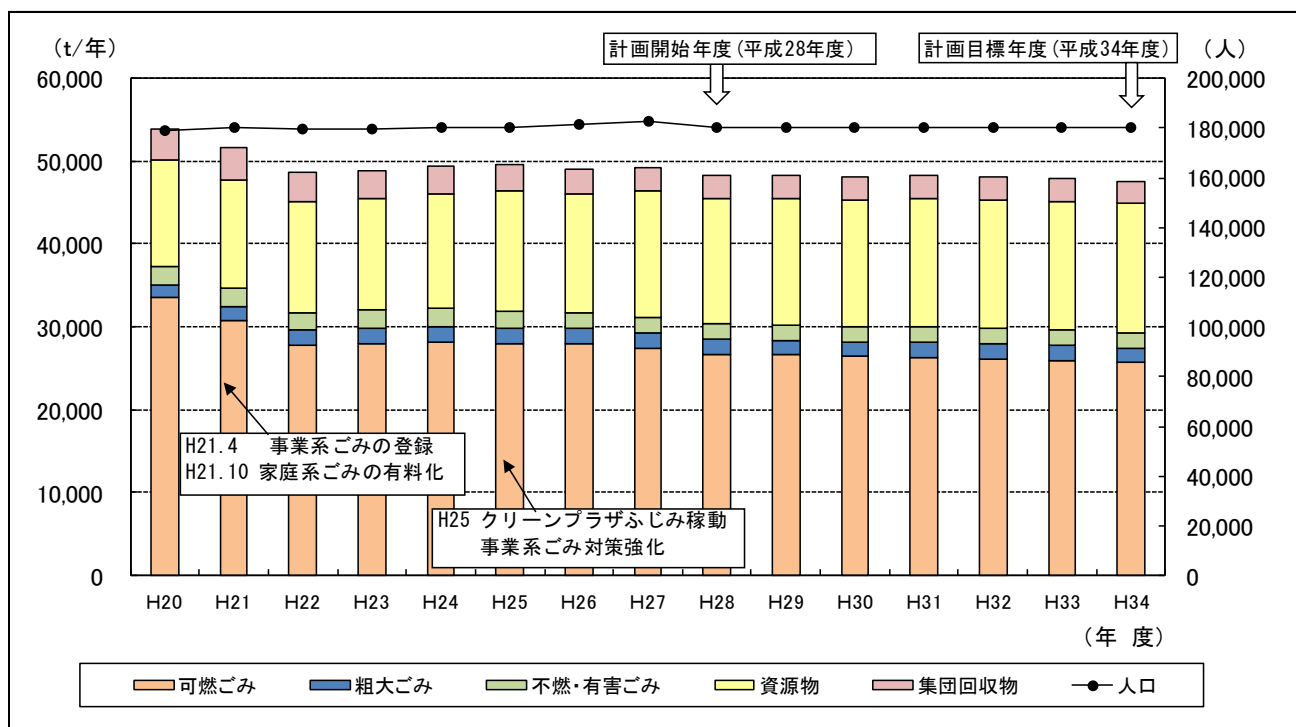
以上の個別課題以外に取り組み施策は以下のとおりです。

施 策	取 組 内 容
<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄防止の取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、環境指導員（まち美化パトロール）が三鷹市内を2班体制（1班2名、計4名）でパトロール及び指導を行っています。 今後も、パトロール、指導を行う中で不法投棄防止の取り組みを行います。
<ul style="list-style-type: none"> 環境センター跡地の利活用 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、閉鎖管理している環境センターは、安全な解体及び跡地の利活用について、庁内検討会議で方向性の検討を行います。 また、法令に基づいた必要な処置（土壌対策等）を行い、市民の皆さんの意見を聞きながら跡地の利活用を図ります。 環境センター解体には多額の費用が必要なことから、国の「循環型社会形成推進交付金」の活用を図ります。 環境センター解体後は、跡地の一部に同交付金を活用した資源循環型施設を設置します。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生的に家屋等が管理されていない、いわゆる「ごみ屋敷」が社会問題になっています。 解決に向けては、ごみ対策課だけでは対応できないため、三鷹市役所はじめ関係団体と連携し、様々な方法で横断的に対応します。
<ul style="list-style-type: none"> 環境指導員（まち美化パトロール）の活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量、資源化、分別、不法投棄対策など苦情対応、ごみ出しルールの徹底のために、環境指導員（まち美化パトロール）が三鷹市内2班（1班2名）体制で活動しています。 三鷹市のまちの美観の維持、ごみ出しルールの徹底のため、環境指導員の活動を推進します。

まち美化パトロール



資料-1 ごみ量の将来予測



	t/年						
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
可燃ごみ	33,499	30,697	27,792	28,004	28,170	28,057	27,997
粗大ごみ	1,522	1,671	1,772	1,869	1,901	1,790	1,767
不燃・有害ごみ	2,264	2,318	2,050	2,262	2,143	2,060	1,950
資源物	12,905	13,037	13,465	13,345	13,860	14,561	14,392
集団回収物	3,739	3,856	3,647	3,448	3,312	3,211	2,845
ごみ総排出量	53,929	51,579	48,726	48,928	49,386	49,679	48,951
人口(人)	178,920	180,089	179,811	179,850	180,147	180,372	181,751

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
可燃ごみ	27,415	26,748	26,600	26,452	26,380	26,156	26,009	25,710
粗大ごみ	1,778	1,743	1,741	1,738	1,741	1,734	1,731	1,719
不燃・有害ごみ	1,962	1,924	1,921	1,918	1,921	1,913	1,911	1,897
資源物	15,245	15,069	15,159	15,250	15,380	15,432	15,523	15,537
集団回収物	2,863	2,807	2,803	2,799	2,803	2,791	2,787	2,768
ごみ総排出量	49,263	48,290	48,224	48,158	48,224	48,027	47,961	47,633
人口(人)	182,879	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000

※平成28年度以降の人口は、三鷹市「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予想」(平成27年3月修正)に基づきます。

※四捨五入により、ごみ総排出量が合わないことがあります。

資料-2 三鷹市ごみ処理総合計画 2022 策定検討委員

委員名	備考	
庄司 元	会長	学識経験者（株式会社環境文明研究所客員教授）
斉藤 崇	副会長	学識経験者（杏林大学准教授）
伊藤 吉夫		ごみ減量等推進員（ごみ減量等推進会議会長）
北川 淳一		ごみ減量等推進員（ごみ減量等推進会議副会長）
森 眞佐子		ごみ減量等推進員（三鷹市消費者団体連絡会）
伊藤 惣一		ごみ減量等推進員（三鷹清掃管理事業協同組合）
桑原 直純		ごみ減量等推進員（三鷹商工会）
稲垣 邦彦		市民公募
横内 智子		市民公募

資料-3 三鷹市ごみ処理総合計画 2022 策定検討会議開催記録

回	開催日	審議事項
第1回	平成27年7月28日	(1)「三鷹市ごみ処理総合計画 2022」の策定について (2)全体スケジュールの確認及び今後の会議日程について
第2回	平成27年8月27日	三鷹市ごみ処理総合計画 2022 ～『排出抑制計画』の検討～
第3回	平成27年9月24日	(1)ごみの資源化について (2)ごみの収集運搬について (3)ごみの中間処理について (4)ごみの最終処分について
第4回	平成27年10月14日	(1)ごみ減量啓発について (2)災害廃棄物について (3)その他
第5回	平成27年11月11日	計画の素案について
第6回	平成28年2月18日	ごみ処理総合計画 2022（案）の確認について